

第20回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月13日(月) 13時30分から15時32分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(17人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

11番 森田 康裕

5. 説明員(1人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 4番 橋本 正和 委員
5番 安井 善次 委員

第2 議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第73号 農用地利用集積計画について

- 報告第109号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第110号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第111号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第112号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第113号 押印・隣地者承諾所のあり方検討委員会の中間報告について
報告第114号 令和3年度大津市農業委員会委員と農業者等の意見交換会について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局 それでは第20回大津市農業委員会定例総会を開催させていただきます。

皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の状況についてであります。滋賀県では、現在レベルゼロに引き下げられておりまして、9月以降、新規感染者も減少し、落ち着いた状況であります。引き続き、感染動向を注視するとともに、感染の再拡大に備えた対策をしっかりと行っていくことも必要であると考えております。

また、琵琶湖の水位についてであります。先月17日には14年ぶりとなる基準水位から-65cmを記録しております。今朝におきましても、基準水位から-55cmに低下しております。渇水につきましても、今後注視してまいりたいと考えております。

それでは、最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号1番 高谷 久美子委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行については副会長の輪番制としており、議案の審議は、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により会長にお願いしたいと存じます。本日の司会については、南部選出の宇野副会長にお願いいたします。

それでは、開会にあたり、宇野副会長からご挨拶をいただきたいと存じ

ます。よろしくお願いいたします。

副会長

皆さん、ご苦労様でございます。

先ほども局長がおっしゃったコロナにつきましては、大分低下しているということでございますが、変異株がまた発生しているということでございますので、その辺も注意していただきたいと思ひますし、今日は森田委員が欠席ということですが、あと半月もしたら年を越しますので、身体健康で、新しい年を迎えたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事に入ります。議事に先立ち、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は、先ほど申し上げましたように、森田 康裕委員が所用のため欠席とされておりますので、在任委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、議事進行については、会長、よろしくお願ひします。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話については電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願ひします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

4番 橋本 正和 委員

5番 安井 善次 委員

よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。ただし、No.4については、〇〇委員が利害関係人ですので、先にNo.4以外について審議を行い、その後、〇〇委員に退席いただいた上で、No.4について審議を行いたいと思ひます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

説明が終わりましたので、申請農地について権利の設定・移転が妥当であ

るかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の南小松について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 12月7日に現地確認しましたところ、まず譲受人は息子さんと経営拡大することを十分検討され、頑張っていきたいということもあって、農地から農地でございますので何ら問題もなく、ご承認いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 2の伊香立上在地町については、地元委員が欠席ですので、事務局、ご意見を聞いておられたらお願いします。

事務局 地元委員から現地調査の結果を伺っておりますので、事務局が代わって報告いたします。

去る12月10日に地元委員、推進委員、譲受人の3名が立ち会いをされました。きれいな畑でありまして問題ないというご意見でございました。以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 3の仰木三丁目について、地元委員よりご意見をお願いします。

委員 No. 3について、去る12月9日に地元の推進委員と私と譲受人とで現地を確認させていただきました。位置図の9ページを見ていただくと、この申請地があると思いますが、図面の上に住んでおられるのが譲受人です。譲受人と譲渡人の関係はいとこ同士で、お父さんが分家されました。この譲受人のお父さんが分家された時に、田んぼを受け継がれたところに家を建てておられて、その横を水が来ないので畑として使っておられたのですが、今回譲渡人のお父様がお亡くなりになって相続する時に整理をされていて、譲っているはずの田んぼの真ん中に田んぼが残っているのが判明しましたので、今回のこの売買契約が始まったということになります。

従来からここは譲受人がずっと耕作しておられ、土地を整理した時に発覚したということですので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 5からNo. 7の大石龍門一丁目ほかについて、地元委員より一括してご意見をお願いします。

委員 No. 5からNo. 7までの3件ですが、12月8日に私と推進委員、農業組合長、副組合長及び譲受人の代理人、譲渡人2名、この全員で現地の確認をし

ました。これは譲受人が基本的に譲り受けるとのことで、代理人が来られ、譲受人は所用で来られませんでした。

実際には、5番、6番の田んぼについては、その周りも以前から、去年一昨年ぐらいですか、譲受人が借りておられて、既にオリーブを植えているという形で進められています。今回も経営拡大ということで、この部分を買いたいと。

No. 7ですが、譲渡人の土地、16ページの地図の〇〇番という場所ですが、この部分は初め、去年、一昨年、譲受人が譲渡人から借りられました。一応、下の部分にオリーブを植えておられました。今回は、利用権設定を解除して、これは11月16日に申請されていると思います。それを解除した後、売買という形で譲受人に引き渡すということで話がまとまりました。初めは、一部、4分の1だけ譲渡人に残したいという話があったのですが、私らもその前に譲渡人に意向確認に行きました。最終的には、譲渡人のほうでも全て売買するという形で話がまとまり、このような形になりました。

ただ、先ほど事務局のほうからも指摘がございましたとおり、〇〇番の左のほうの一部は許可なしで芝生を植えておられたようでしたので、早急に撤去するようにとのことを話したら、譲受人から、来年の5月までに全部それを農地にするということでお話をしていただいたということで、譲渡人も了承されたということになっています。

今のところ、そういう形になれば全く問題ないと思っていますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですのでお諮りします。
 No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
 続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 5について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 6について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 7について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 4の審議に移ります。ここで利害関係人であります〇〇委員には、ご退席いただきます。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、No. 4について、事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、申請農地について地元委員のご意見をお伺いします。No. 4の桜野町二丁目ほかについて、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員 このNo. 4の内容について確認をいたしました。今、事務局から報告もありましたように、借り受ける方はお孫さんで、当地において実際に営業及び作付けの作業等に従事しており、そのために農業大学校を卒業された上で、この分について取り組むという意欲等も十分見受けられます。

従来から実施しておられた賃貸人が高齢のため、それを引き継いででもやろうということから今回の申請に至ったわけでございます。農地については、借用という形で三年三作ということも当然あわせての理解をした上で実施をするということでございますので、何ら問題がないと推進委員とともに確認をいたしました。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 はい、ありがとうございました。
それでは、何かご意見ございますか。

委員 この分については、お孫さんが継承するということですが、この分を専業でされるのでしょうか、それともどういう事業形態でしておられるのでしょうか。

事務局 お孫さんは、会社員等ではなく農業を職業とされており、専業で現在もなさっていると聞いております。以上でございます。

委員 それはいいのですが、ほかのというのは何か。これは耕作面積ゼロになっていますよね。

事務局 はい。今、耕作面積ゼロとなっているのですが、このお孫さんのお父さん、お母さんといいますのが〇〇委員で、おじいさんがお持ちの土地を手伝っておられて、所有はしていないということなのですが、専業で農業に従事していらっしゃるということですので、たしかにこちらの耕作面積はゼロということで、少し違和感はあるのですが、手伝いをずっとされているということで、家族経営協定にも経営者はおじいさんで、その一緒にやっていく人の中に平成31年からお名前が載っていたということでございます。

委員 すみません、続いてで。何を聞きたいかということ、これを事業として全部継続するということですが、収入とかその辺は家族ぐるみでやられるわけですね。生活ができる範囲の中にこれが全部入るのかどうかというのが少し気になったもので。収入とかですね。だから、これが副業なのかどうかというところも気になっていて、最近、半農半Xとか言われていますが、どの範囲に当たるのかを少しお伺いしたかったのですが。

事務局 今、皆様のお手元にはお配りしていないのですが、営農計画書というものを別に頂いておりまして、その中に、イチゴですとかトマトを家族ぐるみで販売されていて、今回のこのイチゴハウス、トマトハウス以外にも、ほかにも農地を持っていらっしゃるというお手伝いところは主となってやっているというようなことなのですが、所得目標の年間〇〇万円ということを決めておられまして、引き続き、されると。

ただ、こちらが主となってやっていかれる分だというようなことで、ほ

かにもありますが、ここは主としてこのお孫さんがされていくということですので、専業として十分やっていると事務局では思っていたわけでございます。以上です。

委員 確かにそれで内容は分かるのですが、では、その〇〇万という金額は、私ら農業を色々していて、〇〇万自身がすごい金額なのですよ。その分が個人に全部当たるものなのか。そうですよね。その辺の内容が一番初めの発表の時に、事務局の説明の中に入れていただくと私らも判断しやすいし、できればその辺をお願いしたいと思います。

事務局 今後はこういう案件については、最初の説明でそうさせてもらおうと思うのと、ここの土地については、労働人数がこの営農計画書では4名で〇〇万円を年間見込んでいらっしゃるのと、この土地の部分だけでというところで聞いております。最初に説明すべきところ、申し訳ございませんでした。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。
No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第70号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

それでは、これより再度、〇〇委員にお入りいただきます。

(〇〇委員 着席)

議長 続きまして、議案第71号及び議案72号については関連する部分もございますので、議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてと議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 説明が終わりましたので、去る11月24日に実施いたしました現地調査の一日立会委員から、第4条及び第5条の申請農地について、一括してご意見をお伺いします。

委員

11月24日、私と次長と係長の3人で一日立会をしてまいりました。

まず、最初の議案72号の1番目、北比良の案件ですが、前にJRの比良駅があり、後ろに〇〇の研修所がございます。今回申請物件は、前回にこの場で許可されました物件の隣であり、前回に許可したものと条件が一緒なものですから、何ら問題はないと見られます。

次に行きまして、議案72号の2の物件でございますが、同じく前にJR小野駅がございまして、後ろがすぐ琵琶湖というところで、JRの駅から琵琶湖まで平坦な部分がほとんどないといったところでございます。今までの農業委員さんをご苦労いただいて、なかなか申請が出なかったのですが、これも田んぼに供するような場所ではなく、土地も沼地ようになっており、耕運機等も入りませんので、当然農地には適さない土地で、今回、何とか現状に合わせた申請が出てきたというところで問題ないものと認識をしております。

議案72号の3番と4番は、3番は滋賀県道路公社が用地買収に伴い、〇〇石油がガソリンスタンドの土地を失ったために、用地買収でこの土地を買収されたとのことで、この土地にガソリンスタンドを設けられるための申請でございます。そのために、前後にあります工事は、一つには、そのために、進入道路の段差があってお隣さんの農耕機具が通らないということで、仮の道具が通る道を造られるための一時転用と、もう一つは、工事の過程で安価で工事を進める工法、便利さを求めて、本来は一旦擁壁を作ってお工事をすると、〇〇石油さんが造成して埋立ていくものですから、工事の簡素化の意味で工事をされることの申請、工事の都合上の申請ということで、この〇〇石油の案件については、県の道路公社の管理もあり、用地買収でもあることから公社の指導もございますので、水利等、何ら問題もないものと思われまいますので、よろしくご審議願いたいと思います。

4条ですが、今申し上げましたとおり、今の工事の一環として、その隣の土地が高低差で進入ができないために、間の道を造っていくということでもありますので、これも問題ないものと思われまいます。どうぞよろしくご審議ください。

議長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。4条のNo. 1、5条のNo. 3及びNo. 4の真野三丁目について、地元委員に一括してご意見をお伺いします。

委員

議案第71号のNo. 1、今、一日立会委員が言われましたとおり、〇〇さんの田んぼの進入路に高低差ができて進入できなくなります。また、作物の搬出ができなくなるために、新しく進入路をつけるということです。別に水路とか給水とかほかには問題はないので、この件に関しては別に何も問題ないと思われまいますので、皆さん、ご審議のほどよろしく願いたいと思います。

続きまして、議案72号のNo. 3、農地転用、沿道のガソリンスタンド用地の転用ですが、図面を見ていただいても、今現在、耕作している田んぼの何分の1かは残ります。残った田んぼの水路は図面の右側の下、新しく排水路、道を渡って反対側へ排出できるように道路公社は計画されております。

また、そのほか、隣接の方の田んぼについても、何ら問題なく工事が進むと思いますので、皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。

そして、最後のNo. 4。これは道路を設営するために仮に盛土をするための申請でございます。2mほどの幅の図面なのですが、そこに盛土をして、本来なら擁壁するところ、工事費を削減するため盛土で水路をもたすということです。最後に、〇〇石油が造成してきちっと道の面までになると思っていますので、それはそれできちっとするということですので、何ら問題ないと思いますので、皆さん、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5条のNo. 1の北比良については、地元委員にご意見を願います。

委員 さきほど日立会委員がおっしゃったように、先々月に承認をもらったその隣、同じ方が転用されると。さらには先月、また別の方ですが、奥のほうもご承認いただいております。だから、周囲におきましては全く問題ないと思いますので、どうかよろしくご承認いただきたいと思っております。

議長 ありがとうございます。

続きまして、5条のNo. 2の5番について、地元委員にご意見を願います。

委員 本年中に申請いただけるということで長らく待っていた案件です。やっとのことで申請いただき、現状についても地上げもされてポートも置かれていると。周囲については、この方の代表の会社が所有されているということで、ほかの方の営農については何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願います。

議長 ありがとうございます。それでは、何かご意見はございますか。

委員 真野の案件が少しわかりにくくて説明いただきたいのですが。まず第5条のNo. 4で拡幅した道路に法面を設置して、No. 3でガソリンスタンドの土地を作られて、この議案第71号の4条にある田んぼへの進入路を造られる一連の申請という理解でよろしいですか。

事務局 〇〇委員がおっしゃったとおりでございます。まず、議案第72号のNo.

4が県の道路公社ですが、この道路の横、2m程度ということで先ほど説明をしていただきましたが、まずこちらに土が入り道路の拡幅といった事業が行われるのが1番目になっております。

続きまして、議案72号のNo.3、先ほど開発の許可を待ってと説明をしましたが、沿道サービス型のガソリンスタンドが展開をしていくわけで、別紙の40ページをご覧くださいと分かりやすいと思うのですが、もともと今申し上げた議案第72号のNo.4が点線部分の手前部分となっておりますが、5条の許可申請がございまして、この事業が進みます。その後、議案第72号のNo.3が赤色の実線部分ですが、こちらのほうに展開されていくということでございます。

さらに、先ほど議案第71号のNo.1ですが、このお写真の右上のほう、それが先ほどの進入路の部分となっております。ですので、順々に展開されていくというようにご理解をいただければと思います。説明は以上です。

委員 ありがとうございます。

議長 それでは、ほかに何かご意見ございませんか。

委員 議案72号のNo.2の小野です。今、マリーナで使っており埋立てされているので、顛末書もついているのですが、前もここでこの方が農地を売買して買っているのです。それもまた、離れたところであまり耕作できないような場所だったと思うのですが、これを買ってまたこういうマリーナになるのではないかという話もその時に少しあったと思います。それから、ほかにも不動産を買っているのです。買っているのをそのまま自分は作らずに誰かに任せているのです。だから、その方は買える条件としては持っているわけですが、田んぼを持ってやっているのですが、それを全て自分が作らずにそういうように転売しているという形態がここにはあって、非常に問題ではあるのですが、条件で言えば買えるという条件のところを、今後どういう形で農業委員会として許可申請の時に考えたらいいかをみんなでもう少し何か考えていく必要があるのかなというように思います。作らないが、不動産として持っている。

事業をしている人は、そういうものに転換して使いやすいという条件がございまして、そういうところは考えたほうがいいのかというのと、この件もありますが、もう一つ、前をさかのぼって考えますと、議案70号のNo.2ですが、〇〇さんです。この方も同じで、旦那さんが不動産屋をしているのです。ここも結局は自分では作らずに、また誰かに作ってもらっている形態なのです。だから、面積が結構あるのですが、実際、自分のところが作っているのはいかほども多分ないと思うのですが、こういうのが最近、結構よく見受けられるのですが、農業委員会として何か対処を考えていってもいいのか、何か少し疑問が残ると思うのです。

疑問だけで、では、どうのように考えたらいいか、どういう結論を出

すかというのは、法律的には、書類的にはちゃんと提出されて、その数字だけ見れば一応オーケーだということはあるのですが、ディベロッパーみたいに自分が何か開発するために準備していると、何かあった時にはそれを転換して売買に通じるというような部分もあるのですが、それで言うと農地自身が、農業委員会としては農地を守るという部分もありながら、その条件づくりが何かそういうもの以外に適用されてしまっている辺り疑問を持ちながら、申請が出ればみんな手を挙げてとりあえず許可しなければならないという状況が現在あります。その辺をどう考えたらいいのか、いつもいろいろ出てくるのをつらつらと考えてみますと、そういうのが最近少し見えますので、事務局も何かいろいろ考えていただくとうれしいなどは思います。意見だけです。

事務局

〇〇委員がおっしゃった部分、回答ということではないのですが、そのような事例ですが、当然3条の許可申請があった際には、事務局としては一応確認をしています。誰かがやっているのでは、という話の部分ですが、なかなか難しいなと思っているところもありまして、利用権ですとか全て賃借という手続を捉えにいくのであれば、もちろん事務局としてもおかしいという話はあるのですが、一方であくまでも経営は自分ですと、指揮監督は自分ですというようなことを、もしおっしゃる場合、現場で作業しているのは作業員ではないのですが、そういう命令の下に動くという話をされてしまうと、事務局としてもそれ以上は言いづらいところも正直あるというのが今伺っている印象です。ゆくゆく何かに転用するのではないか、という部分ももちろんあるのですが、三年三作も事務局としては言っていますが、3年以上持っていてということも正直なかなか言いづらいのもございますし、転用されるのを前提で申しているわけではないのですが、せめて3年間は農地として維持というのをせいぜいお願いして、あとは地元委員のほうでも止めていただいているのも実情なのかなと思います。

窓口でやみくもに3条の許可申請を受けているわけではなくて、ここは転用ではないのですかということは、気づく場合にはできる限り伺うようにしておりますので、今後についても真意の部分については伺って、3条ではないものを3条でというのを受けていかないようには取り組んでいきたいと思っています。以上です。

議長

ありがとうございました。今後もまた考えていく必要があるかと思えます。ほかにご意見はございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、ご意見も出尽くしたようですのでお諮りします。
まず4条のNo.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第71号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、5条のNo.1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No.2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No.3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、No.4について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第72号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第73号 農用地利用集積計画についてを議題とします。

なお、〇〇委員が利害関係人ですので、ご退席いただきます。

(〇〇委員 退席)

議 長 農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

議長 説明が終わりましたので、何かご意見はございますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りします。
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案73号 農用地利用集積計画については、原案どおりと決定いたします。
それでは、これより再度、〇〇委員にお入りいただきます。

(〇〇委員 着席)

議長 ここで議案の審査を終了します。司会を副会長に交代させていただきます。

副会長 それでは、続きまして報告案件です。報告第109号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第110号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第111号 農地法第18条第6項による通知について、報告第112号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

副会長 ありがとうございます。
続きまして、報告第113号 押印・隣地者承諾書のあり方検討会の中間報告について、座長から中間報告をお願いします。

類(座長) 現在、押印・隣地者承諾書あり方検討会を3回開催したところです。二つの検討事項、隣地者承諾書と押印のあり方のうち、許可申請等の押印見直しについては方向性がおおよそまとまりましたので、中間報告をいたします。

3条や4条、5条などの許可申請書等の押印については、従来から認印しか押印してもらっておらず、認印に本人の真正性を確保するすべもないと考え原則廃止いたします。具体的には、申請書類一式はパソコン打ちによる記名のみでも可能と変更します。その代わり窓口にて申請書類を提出

しに来られた方の運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証などで本人確認をします。代理人が窓口に来られた場合は代理人の承諾書を求めています。これについては申請者本人の署名の記載を求めます。法人の場合は、従来どおり、法人の代表印を求めます。

また、申請者本人の電話番号の記載欄を申請者本人に電話連絡をする場合があることを明記します。

土地の差押権者など申請者以外の第三者の同意書については、従来どおり署名もしくは法人の代表者印を求めます。これまで実印、印鑑証明書をもらっていた戦前からの小作の解除書類については、重要なものもありますので引き続き、実印、印鑑証明を求めます。

申請書類については、従来どおり、記名押印で出してこられたとしても、引き続き受付はします。

なお、偽造された場合は罰せられる旨をよく周知していこうと考えています。

隣地者承諾書のあり方については、現在、検討会にて議論中です。今、他市町の状況を把握している状況でして、次回第4回は1月13日の総会後に開催を予定しています。

以上、中間報告といたします。

副会長 ありがとうございます。

以上をもちまして一旦報告案件は終了します。そのほか、特に本日、これはというものがありませんでしたら、お願いします。

事務局 (事務局から審査会の出席結果について報告)

副会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして農地係の案件は終了します。

これより暫時休憩とします。今ちょうど3時ですので、3時15分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

< 休憩 >

副会長 それでは、再開します。なお、後半部分についても、事前に質問等はありませんでしたので、議事が速やかに進みますようよろしくお願いいたします。

では報告第114号「令和4年度大津市農業委員会委員と農業者等との意見交換会について」事務局の説明を求めます。

事務局 < 説明 >

副会長 意見交換会につきましては、役員会で最終調整いたしますのでよろしく

お願いいたします。

続きまして、2日（木）に開催されました「全国農業委員会会長代表者集会」、9日（木）に開催されました「東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会」について、まとめて事務局より報告をお願いします。

事務局 < 報 告 >

副会長 最後に事務局よりその他報告をお願いします。

事務局 < 報 告 >

副会長 以上を持ちまして第20回定例総会の全て議案、報告事項を終了いたします。

議事録署名委員

議長（田中 謙一 委員） 印

委員（橋本 正和 委員） 印

委員（安井 善次 委員） 印